

## 令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

登米市

(都道府県: 宮城県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	3.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(一般コース)				
個別事業名	登米市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	令和3 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	10,500,000			円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>第二次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標において「登米市で結婚子どもを産み育てられる、子育てにやさしいまちづくり」を掲げ、他自治体等との広域的な連携を行いながら、若い世代の出会いの場等の提供に取り組み、結婚相談会や自分磨きセミナーを開催しながら結婚に向けた支援を行っている。</p> <p>しかし、平成24年に375件あった婚姻届は、平成26年が320件、平成29年が250件と年々減少しており、平成30年は245件、令和元年は246件、令和2年は228件と減少傾向が続いている。</p> <p>第二次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標において「登米市で結婚子どもを産み育てられる、子育てにやさしいまちづくり」を掲げ、以下の取り組みを行うこととしている。</p> <p>①結婚相談会や自分磨きセミナーの開催 ②他自治体等との広域連携による出会いの場などの創出 ③結婚に伴う新生活にかかる経済的負担の軽減</p> <p>本事業については上記③に位置付けられている。</p>				
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3				
	1. 概要 新規に婚姻した世帯の婚姻に伴う住宅取得費用、住宅の賃借に要する費用及び引越費用に対する支援を実施する				
	<b>【補助対象要件】</b>				
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 所得制限を設けない 要件緩和分(本交付金の対象外)については、一般財源で負担	
	・年齢要件	<input type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 夫婦どちらかの婚姻日における年齢が49歳以下の世帯 要件緩和分(本交付金の対象外)については、一般財源で負担	
	<b>【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。</b>				
	一般コース	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
		39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	<b>【その他独自要件】</b>				
夫婦とも市税に未納がないこと					
2. ①申請見込世帯数	35		世帯		
※都道府県主導型の場合の内訳		共に29歳以下	世帯	左記以外 世帯	
<b>【積算根拠】</b>					
35件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)×1/2(補助率)=5,250千円					
・令和3年度(実施初年度)の当事業における支給見込み件数は40件。					
・令和4年度の予算措置件数は、令和3年度支給見込み件数を基に40件とした。					
・国補助対象見込件数は、自治体独自基準での該当見込件数5件を予算措置件数40件から差し引いて35件とした。					
・想定を上回った場合は補正予算により対応を検討する。					
・婚姻件数状況(参考資料) 平成30年度:245件、令和元年度:246件、令和2年度:228件					
		令和3年度 見込世帯数		40 世帯	

②継続補助の見込 対象経費支出予定額	0	世帯 円
	0	
3. 広報の実施予定		
引き続き、市広報誌及び市ホームページへの掲載、婚姻届時のチラシ配布(500枚)、各総合支所窓口でのポスター掲示、登米コミュニティエフエムを活用した広報を実施するほか、令和4年度から市公式LINE、Facebookを利用した周知を実施する。		

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
		第二次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標における出生者数(5年間)	人	2,500	433(令和2年度)
		上記目標の達成に向けた重要業績評価指数(令和7年度目標)	組	290	228(令和2年度)
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		人	1.30(令和元年)	
	婚姻件数		件	228(令和2年)	
	婚姻率		‰	2.95(令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合		%	55	34
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」		%	70	57
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」		%	70	69
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	特になし				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	特になし				
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載					
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。